

# 過去の研究の概要

平成29年6月2日

## 過去の清算基準に関する研究会

地方消費税の清算基準に関して、過去2度、学識経験者を中心に、総務省自治税務局都道府県税課を事務局として研究会を開催

(平成19年4月～平成20年4月)

### ○ 地方消費税の清算基準に関する研究会

- ・ 地方消費税の果たす役割がますます重要になると見込まれる来次の10年間に向けて、現行の清算基準の考え方、あるべき清算基準の理論的あり方、現行統計の量的分析、最終消費地概念の整理等について多角的に分析

(平成21年3月～平成22年1月)

### ○ 地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会

- ・ 基幹統計である経済センサスの結果を用いて清算を行うことを前提に、地方消費税の清算基準に関する研究会で提示した清算基準の見直しの方向性をも踏まえて、
  - ① 経済センサスの導入を機に、現在の清算基準が精緻化される可能性等について考察し、
  - ② 清算基準の精緻化に際しての検討課題を整理することにより、経済センサス導入後の清算基準のあり方を検討することを目的として検討

- 清算基準に用いられている統計には、統計の性格上一定の限界があることから、統計から算出される「消費に相当する額」と「最終消費額」とは必ずしも一致していない部分があるのではないか
  - ・ 消費税の課税対象であり最終消費となる一方で、都道府県ごとの売上データが把握できる統計が存在しない業種がある
  - ・ 消費税が非課税とされる業種がある
  - ・ 事業者が中間投入として購入したケースが統計に含まれている可能性
- 商品について、「購入地」と実際に商品を使用(消費)した場所が異なる場合に、仕向地原則に基づき  
 税収の帰属先となる最終消費地をどのように把握すべきか
- 政府部門等は負担した消費税を他に転嫁できない立場にあるが、そのような形で消費税を負担している  
 ケースについてどのように考えるか
- 消費税の課税ベースの全体像と清算基準を通じて把握(推計)している課税対象の取引との関係は  
 どうなっているか

# 研究会(平成19・21年度)の問題意識①

清算基準

事業者による中間投入分まで統計に含まれているのではないか

消費税の非課税対象部分まで統計に含まれているのではないか

消費税の課税対象であるが、都道府県ごとの売上データが把握できる統計が存在しない業種がある

インターネット取引等で、調査票を配布できず、把握しきれない事業者がある可能性

現行の統計<sup>(※)</sup>

生産

卸売り

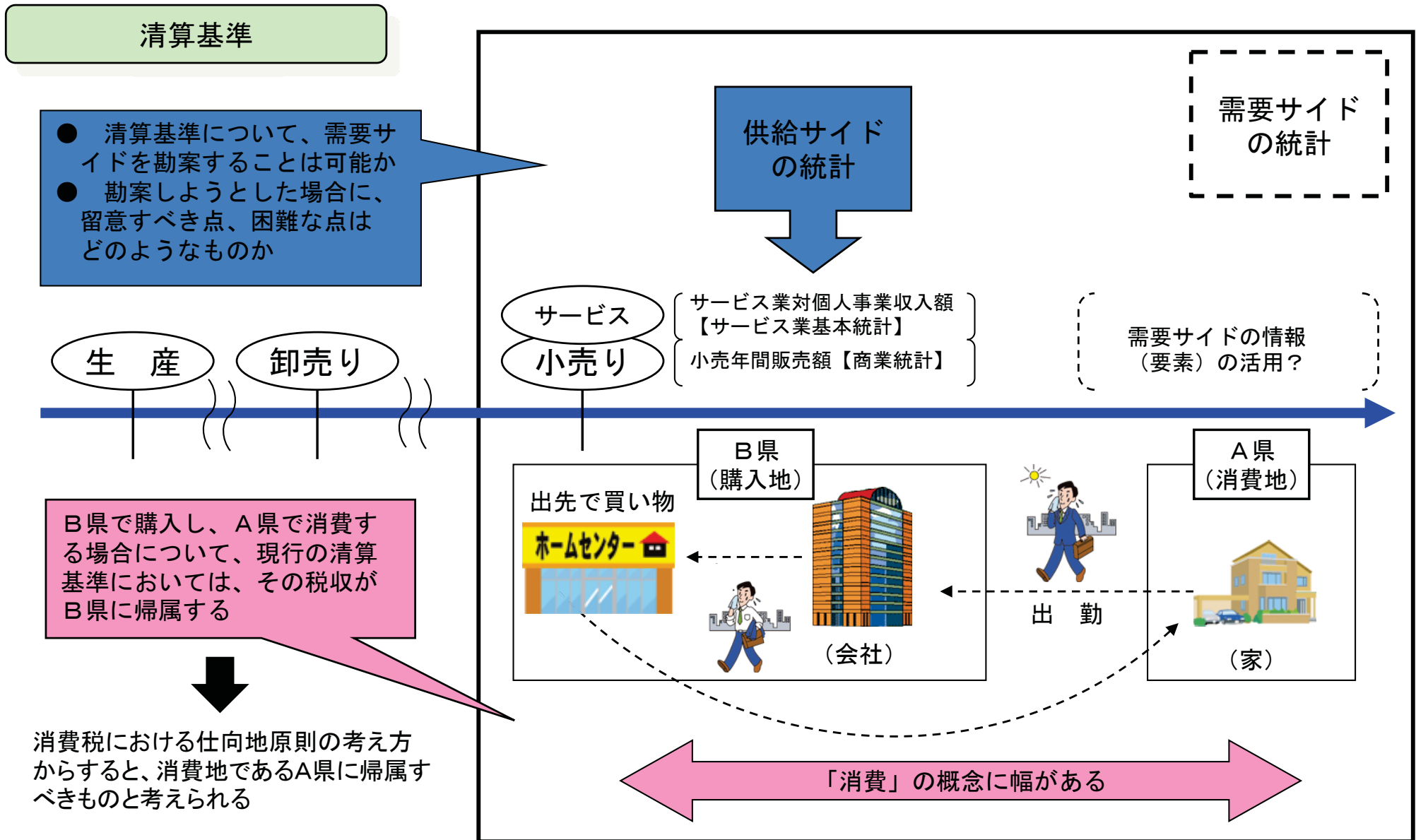
サービス

小売り

(※) サービス業対個人事業収入額  
【サービス業基本統計】(注)  
小売年間販売額【商業統計】

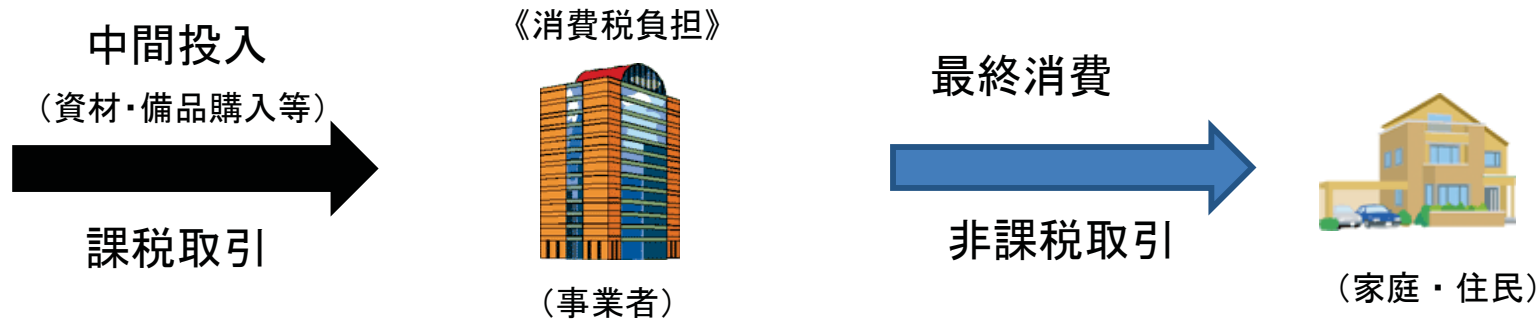
(注)平成24年から経済センサス活動調査に後継されている

# 研究会(平成19・21年度)の問題意識②



この問題意識に基づき、全国消費実態調査や圏域における消費額などを用いた方法によって、清算基準に用いられる額との比較を行い、1～2割程度のズレが大都市圏などにあることが観察された

# 研究会(平成19・21年度)の問題意識③

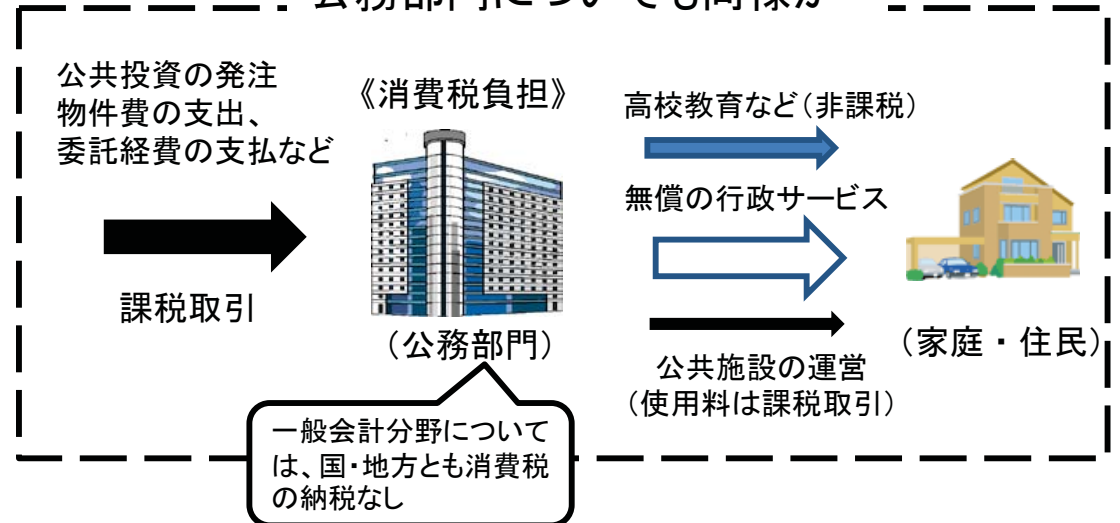


非課税取引に対応する中間投入分の消費税を仕入税額控除できず、消費税を負担する立場となる

税負担の関係では、  
最終消費者的立場か

その中間投入額の都道府県分布を清算のベースとなる消費額に含めるべきではないか

## 公務部門についても同様な

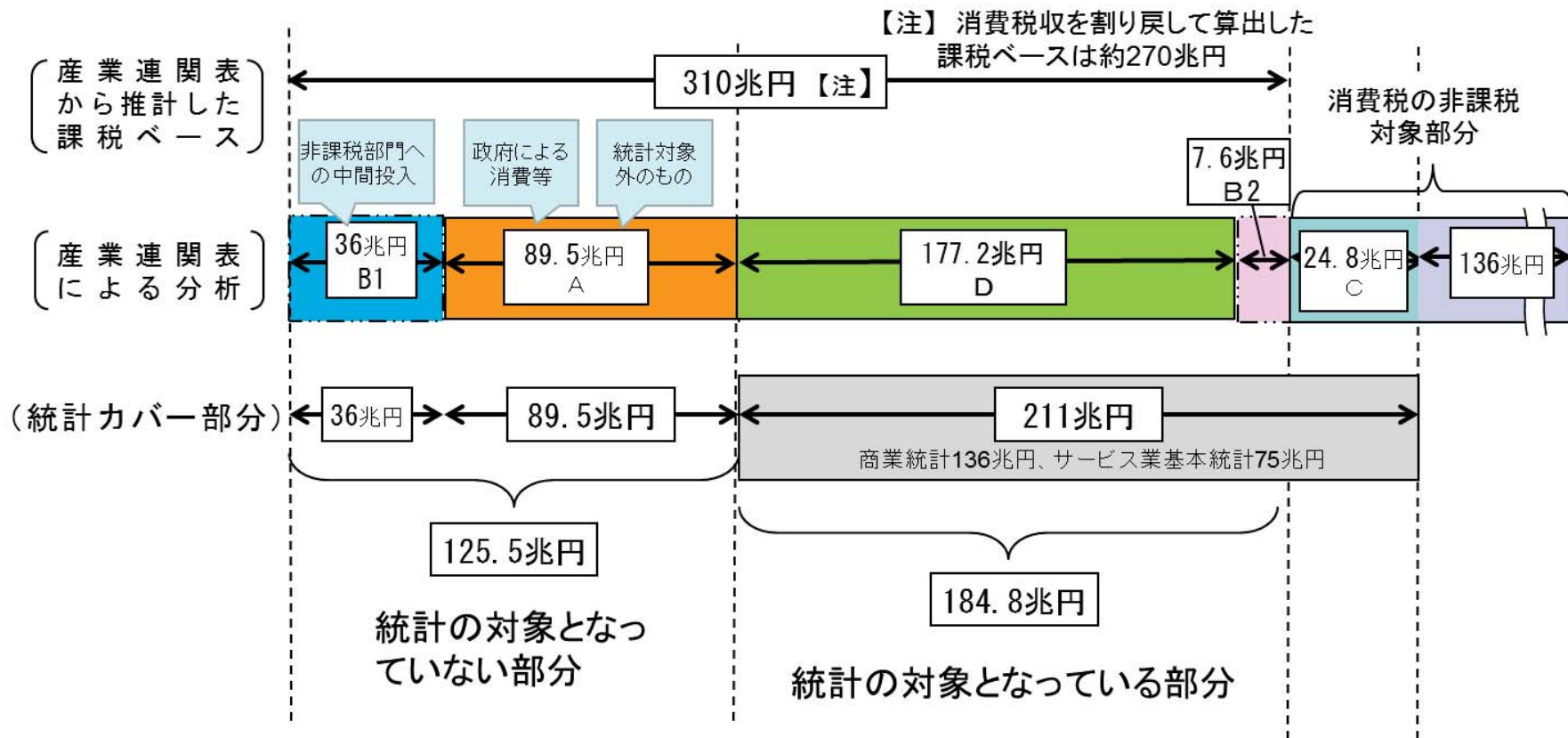


# 研究会(平成19・21年度)の問題意識④

○ 採用している統計の額と最終消費額とは必ずしも一致していない部分があるのではないかとの問題意識から、

- ・統計の対象となっていない部分(統計の対象外のもの、非課税部門への中間投入額)
- ・統計の対象で消費税の非課税対象部門

について、産業連関表を用いて定量的に分析



(注) 上図中の金額は、平成19年度の研究会時点での分析による数字である

平成19年度研究会報告書

(「地方消費税の清算基準に関する研究会報告書」(平成20年4月))

- ・我が国で得られる統計の現状を踏まえつつ、できる限り統計により「最終消費」を把握すべき
- ・「商業統計」及び「サービス業基本統計」を用いるという方針は維持しつつ、「経済センサス」導入の際には適切な対応が必要
- ・政府部門は負担した消費税を他に転嫁できないという意味において最終的な地方消費税の負担者であり、政府支出額を把握できる統計等の調査を行い、理論的な整理を含め、引き続き検討
- ・正確に都道府県別の「最終消費」が把握できないもの及び、統計対象でない部門については、消費代替指標として「人口」を用いることも、理論的には十分合理的
- ・「従業者数」は、消費代替指標としての性格がある一方、消費譲与税や地方消費税の導入の経緯から採用されている面もある
- ・「最終消費地」はサービスについては、「最終消費地」＝「購入地」とみなせるものの、小売については、「最終消費地」＝「購入地」ではなく実際に使用(消費)した「居住地」
- ・供給サイドの統計の数値と「居住地」における需要サイドの数値との間のズレを清算基準に反映させるためには2つの方向性
  - ① 商業統計の小売年間販売額を昼夜間人口比率で補正
  - ② 統計のカバー率を一定程度引き下げる(人口で清算する範囲を広げる)
- ・統計を用いるカバー率(75%の率)については(産業連関表による分析を行ったが、)引き続き検討を深める必要
- ・カバー率を引き下げることも考えられるが、カバー率が1/2程度まで低下するようであれば、カバー率を1/2、人口代替部分を1/2とするなどカバー率の考え方そのものの見直しを図るべき
- ・日本においては、地域ごとの配分比率を正確に求めるという目的に対して十分な精度を持つ産業連関表がない。(が、)今後のあるべき清算基準の方向性を示す有意義なアプローチとして、産業連関表を用いて引き続き清算基準の分析を深める必要



- ・事業所単位の把握が困難であり、企業単位での把握となるものについて、2通りの考え方あり
  - ① 全国合計の数値は把握できるため、統計対象部分として取り扱う
  - ② 都道府県別の数値が把握できないことから、統計対象外部分として取り扱う
- ・電気・ガス・水道業については、各業界団体や所管省庁が編集・作成している統計が存在
- ・情報通信業、運輸業等については、当該業種に係る最終消費と相関性のある人口を代替指標として考えることができる
- ・統計対象外となる部分の取扱いについては、人口と従業者数を一定の割合で用いる、人口のみを用いるなどの整理が考えられる
- ・清算基準の制度設計に当たっては、市町村に対する交付基準も視野に入れた議論が必要
- ・小売業に関する統計の数値が計上される都道府県（供給地）と、実際に購入された商品が消費される都道府県（消費地）とは、必ずしも一致しないという統計上の制約
- ・通信販売・インターネット販売等の売上げを人口という代替指標を用いてあん分することも検討に値する
- ・経済センサスの導入が清算基準の精緻化に一定の役割を果たすことを期待

## 研究会(平成19・21年度)における更なる検討事項

研究会では、前記の問題意識に基づいて各々検討を行い、以下の点について、更に検討を要するとされていた

- 都道府県別の数値が把握できない業種の取扱い
  - ・ 当該業種について、各業界団体や所管省庁が編集・作成する統計の利用
  - ・ 当該業種に係る最終消費と相関性のある何らかの指標(代理指標)を用いることで最終消費地の帰属地を明らかにすること
- 小売業に関する統計データが計上される都道府県と商品が実際に消費される都道府県(消費地)とが必ずしも一致しないこと(統計上の制約)に対し、当該ズレの補正方策の一層の検討
- 非課税部門への中間投入額や政府支出額についての把握を進め、清算基準との関係を検討すること



経済センサスが全業種を対象とし、最終消費が全て把握されることが期待されることを踏まえ、引き続き検討していく必要がある

(研究会当時は、経済センサスの導入による都道府県別消費のより広範な把握への期待があった)